

東京慈恵会医科大学 実験動物逸走防止及び逸走時の対応マニュアル

本マニュアルでは、実験動物の適正な管理に必要な逸走防止策及び逸走時の対応について以下の通り定める。各飼養保管施設（以下飼育室）や動物実験室（以下実験室）での特殊事情を考慮した対応については標準作業手順書に準ずることとする。

1. 日常の逸走防止策

- 1) 実験動物飼養者（以下飼養者）や動物実験実施者（以下実施者）は、動物を慎重に取扱い、常に飼育匹数の把握に努める。
- 2) 実施者は可能な限り個体識別を行い、逸走時に個体が特定しやすくなるよう配慮する。
- 3) 飼育室及び実験室への入退室前後には前室の扉が閉まっていること、扉がある場所に逸走防止器具（ネズミ返し、ネット等）が確実に設置されていることを確認する。
- 4) 飼育室内及び実験室内は常に整理整頓し、逸走時に動物捕獲の妨げとなるような物品を置かない。また、動物が入り込めそうな隙間等は予め塞いでおく。
- 5) 逸走した場合を想定した捕獲用具（軍手、ポリ袋、手網、シャーマントラップ等）と空ケージを常備し、定期的に点検を行う。

2. 逸走動物の捕獲方法

- 1) 逸走動物を発見した際は、直ちに出入り口が閉まっていることを確認し、周囲に知らせ、必要に応じて応援を呼ぶ。原則捕獲するまで退室しないこと。
- 2) 動物からの咬傷を防ぐため適宜軍手等を装着し、室内の壁際や隅に大きめのポリ袋を設置する。
- 3) 手網で直接捕獲するか、設置したポリ袋又はトラップに動物を追い込み捕獲する。餌等で誘引できる動物種の場合は適宜利用し同様に捕獲する。
- 4) 捕獲した動物を空ケージに收容する。

3. 逸走動物発見時の基本対応

- 1) 飼育室内又は実験室内で逸走動物を発見した場合
 - (1) 上述の方法等により速やかに逸走動物を捕獲し、空ケージに收容する。
 - (2) 飼養者及び動物管理者に報告する。
 - (3) 個体識別番号等を確認し、逸走個体の特定を行う。
- 2) 上記以外の場所で逸走動物を発見した場合
 - (1) 上述の方法等により速やかに逸走動物を捕獲し、空ケージに收容し隔離する。
 - (2) 飼養者及び動物管理者に報告し、付近の飼育室及び実験室での逸走の有無を確認する。
 - (3) 個体識別番号等を確認し、逸走個体の特定を行う。

4. 捕獲した逸走動物の措置

1) 飼育室内又は実験室内で捕獲した逸走動物について

- (1) 個体識別が可能かつ逸走時点が明らかであり，逸走したことが実験に影響しないと動物実験責任者及び動物管理者が判断できる場合は元のケージに戻す.
- (2) 個体識別が可能かつ逸走時点が明らかだが，動物実験責任者及び動物管理者が逸走したことが実験に影響すると判断した場合は速やかに安楽死させる.
- (3) 個体識別不能又は逸走時点が不明な場合は，施設等管理者及び動物管理者に報告の上，原則安楽死させる.

2) 上記以外の場所で捕獲した逸走動物について

- (1) 個体識別の可否に関わらず原則安楽死させる.
- (2) 所有者が明らかな場合は動物実験責任者から，不明な場合は直近の施設等管理者から動物実験委員会を通じて動物実験事故報告書を提出し学長に報告する.
- (3) 遺伝子改変動物の場合は，遺伝子組換え実験安全対策委員会にも報告し指示を仰ぐ.
- (4) 特定外来生物の場合は，動物実験委員会に報告し指示を仰ぐ.